

くみあいニュース

No. 5



2006. 4. 18 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行

<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kitunion/>

ここが変わった工繊大の労働条件！ 知っていますか、自分の給料や休日のこと？

－3月までに労使間で交渉の上、実施された就業規則、労使協定のダイジェスト－

育児のために、15分早く帰れます。
(減給されません)



残業がある日は、
昼休みを1時間とれます。



非常勤職員も忌引き休暇がとれます。
父母、子、兄弟3日



4月から勤務の非常勤職員は10月を待たずに夏の時期から年休がとれます

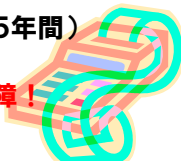


妻の出産にともなう付き添いや育児のため、最大5日休めます。



4月から基本給が平均5%下がりましたが、昇給で追いつくまで、3月の給料と退職金が最低限保障され続けます。(公務員は最長5年間)

現給保障！

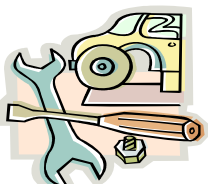


昇給は、勤務成績が**良好(普通)**ならば、4号俸(教授は3号俸)、**とくに良好**なら6号俸、**極めて良好**なら8号俸以上。55才以上はその半分。(平成22年までは上記より昇給幅は小さいとされているが、**継続協議中**)。評価方法も今後協議する。

今年の夏冬のボーナスは、各 0.025 ヶ月(勤務成績によらず)アップします。



突発的業務で休日に出勤したら割増賃金(135%)がもらえます。1月以内の好きな日に代休をとれます。



センター入試など、土日連続で出勤したら、1日は割増賃金(135%)がもらえます。



残業手当の時間単価が約6%上がりました。



来年4月より、定年職員(教員は3年後)は、過去3年間に懲戒・無断欠勤がなければ再雇用職員になります。職員宿舍への入居は空き状況次第。

